

静岡県公立大学法人受託研究取扱に関する細則

令和元年8月7日 細則第64号

(目的)

第1条 この細則は、本学の受託研究について、平成14年3月29日付け13文科振第1179号文部科学省研究振興局長・文部科学省大臣官房会計課長通知「受託研究の取扱いについて」との整合を図り、より一層の産学連携を推進するため、当面の措置として、地方自治体及びこれに準ずる公益財団法人（以下「自治体等」という。）からの研究の受託条件について定めることを目的とし、静岡県公立大学法人受託研究取扱規程（以下「規程」という。）第11条に基づき制定する。

(定義)

第2条 この細則において、自治体関係受託研究とは、自治体等から委託を受けて行う研究で、その経費を委託者が負担するものをいう。

(受託の条件)

第3条 自治体関係受託研究を受け入れる場合には、規程第3条第2項の規定にかかわらず、研究経費の総額の18パーセント以上に相当する金額を間接経費として受け入れるものとする。18パーセント以上に相当する額と異なる額とする必要がある場合には、直接経費が50万円未満の場合を除き、あらかじめ産学官連携推進本部長に協議する。

(実施事項)

第4条 この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、令和元年8月7日から施行する。